第３６回審議会議事概要

開催日時：平成２９年３月３０日　木曜日　午前１０時００分から１１時３０分

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター３階

出席委員：伊藤　公雄　　　京都大学大学院文学研究科教授

　　　　　岩井　政道　　　大阪ガス株式会社 理事人事部長

　　　　　神崎　英徳　　　株式会社ＰＲリンク　代表取締役

　　　　　佐藤　拓代　　　大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長

　　　　　渋谷　元宏　　　弁護士

　　　　　中田　理惠子　　一般財団法人 大阪府人権協会評議員

橋本　佳与　　　読売新聞大阪本社 論説委員

三成　美保　　　奈良女子大学副学長

山中　京子　 　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

吉田　勢子　　　日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

会議の概要

１　開会　男女参画・府民協働課長挨拶

２　大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について（説明）

３　平成２９年度の取組について

　　・質疑応答

◎主な意見等（○：委員、●：事務局）

　　○委員）　DV被害者を一時保護するシェルターが全国的に不足しているという話をよく聞くが、大阪の状況はどうか。

●事務局）シェルターが不足しているという話は聞いていない。シェルターは社会福祉法人等に依頼しながら、必要数は確保していると聞いている。

●事務局）プランのＰ１５に記載。ＤＶについては、府民意識の啓発は当課が担っている。保護や支援は福祉部や警察がメインとなっており、連携しながらやっている。

　　　　　Ｐ１５には一時保護件数などを記載（２７年度では３５７件）

　　○委員）　府の大きなシェルター等は某所にあるが、それ以外に社会福祉法人に委託して確保している。一時保護よりも、その後の自立支援の部分が課題となっている。

　　○委員）　一度、保護施設を見学したことがある。例えば、子どもを連れて一時保護されている方については、元教員の方が子供のサポートをしたりしている。

　　○委員）　資料１の中に「企業関係者への周知」という部分があるが、何か背景があるのか。

　　●事務局）審議会でも議論になったもの。プランＰ１０に記載したが、職場のストレスが家庭内暴力に転嫁することを防止しようというもの。

　　○委員）　資料１について、相談件数について、支援センター件数は横ばいなのに対し、警察への相談件数、これは夫婦喧嘩なども含まれているのではないかと思うが、増加している。相談の中身が変わってきているのかどうかお聞きしたい。

　　●事務局）相談内容の把握となると福祉部になる。ただ、外形的な話ではあるが、そもそも配偶者暴力相談支援センターについては周知度が低いという課題を抱えている。府警において相談件数が増加しているのは、女性警官の対応が進んでいることやサチコとの連携が進んでいることなどもあるし、府内警察署が６０数箇所あるので身近に相談しやすいということもある。相談の中身がどのような変化をしているのかについては福祉部に確認して後日、ご報告する。

○委員）　警察庁では全国の警察官を対象に研修を徹底して行った。それまで「ただの夫婦喧嘩じゃないか」ということで対応しなかったケースについても対応するようになっている。女性の警察官が増えたということもある。警察がより相談しやすい場所になったのではないか。一方、配偶者暴力相談支援センターは周知度が低いということがあるのかもしれない。

○委員）　府内には配偶者暴力相談支援センターが市町村設置も含め12箇所しかなく、警察署の数が多いため、相談しやすいということが影響しているのかもしれない。

　　○委員）　大阪府は他府県と比較して窓口数は多いところではある。

○委員）　配偶者暴力相談支援センターがない市町村では、具体的な相談をどこにすればよいかが分かりづらいと思う。声の届きにくい所へどのように届けていくかが課題。

相談窓口を広く発信をするということはやっていただいていると思うが、それに加えて、本当に支援が必要な被害者に周知するという仕組みを市町村と連携して構築していただきたい。

●事務局）子ども家庭センターはエリアで分けられているため、仮に市町村相談窓口がなかったとしても、その部分を担っているという建前になっている。委員ご指摘のようにそこが知られていなかったらどうすればいいのかという課題はあると思う。

なお、実際的には市町村が相談窓口を担って頂いているので、市町村相談員を対象としたブロック別研修などを行ったりしているところ。

○委員）　配偶者暴力相談センターが設置されていない市町村でもＤＶ相談を受けている

　　　　　が、相談窓口が人権センターなどとなっており、被害者に対して、ＤＶ関連の相談を受けてもらえる窓口かどうかが分かりづらいこともある。

○委員）　今年度から実施しているスキルアップ研修などの場で、性的マイノリティなどについても取り上げてもらえればと思う。

●事務局）ＬＧＢＴを含む性的マイノリティーについては、大阪府では府民に対する啓発を進めることに加え、各部局で行っている各種相談窓口相談員に対して、しっかり研修を行うよう全庁方針として決まっている。来年度はしっかりと研修していくようにしていきたい。

○委員）　女性が力を発揮できる会社づくりを行う必要は中小企業のほうが切実。事業主行動計画を策定する企業が増えていないのは何が課題となっているのか。

●事務局）各種セミナーなどでアンケートをとると、女性活躍推進法をご存知でない方も結構おり、事業主行動計画自体ご存知でないことが考えられる。

　　　　　その意味で、女性活躍推進の意義や計画策定の意義について知って頂くことが第一と考えている。

○委員）　大手企業と中小企業で行動計画の策定する内容が異なってくるのであれば、中小企業向けの行動計画を考えて必要があるのではないか。

●事務局）そもそも、行動計画はこういう中身にしなさいという規制はない。中小企業については、努力義務であるため、項目も自由に決定できる。

○委員）　大企業は行動計画策定が義務化されているので９９％以上の策定率となっているが、中小企業は策定が義務付けられていない。ただ、中小企業の策定を働きかけるという方向性はあると思う。京都府はプランでその方針を出している。その意味で、重点的に盛り込むべき項目を示すようなマニュアルがあってもよいかもしれない。

○委員）　意欲はあるが、どのようにすればよいか分からない中小企業は多い。

義務として消極的に行動計画を策定するのではなく、積極的に行動計画を策定する方が企業として成長する、ということを知ってもらうなど、積極的な意味で導入していくことが必要と思う。

○委員）　中小企業は人材が宝なので、工夫すべきところは工夫を凝らしている。

一方で建設とか運輸とかになると、日当で働いている人がいるのでうまく成り立たないという部分はあるかもしれない。

○委員）　美容師や歯医者は女性に長く定着して働いてもらう必要があり、進んだ取組を実施いているところが多い。他の企業に共有できれば広がっていくと思う。

○委員）　Ｐ９の事業者登録については非常に有効。気になるのは、仮に、実際はそうでない会社が認定されると、あの会社と一緒にされたくないという気持ちになってしまうこと。裾野は広げつつ、そうでないと分かった場合は登録を取り消すとか、ちゃんとやっているところが登録されているという運用が必要。数を増やすことが目的ではないと思う。その観点から、どのような企業でも登録するのではなく、セミナーへの参加を義務付けたり、基準を満たない企業は登録を抹消するなどをしないと制度としてどうなのか、という思いはある。

●事務局）現状では、関心がない企業にも取り組んでいただくことを目標としているため、登録のハードルは低くしている。基準が緩いのは事実なので、バージョンアップした制度を来年度は考えていこうと思っている。

　　　　　また、中小企業の経営者と話していると、頭では人材確保は分かっているが、やるにあたってノウハウがないし、余裕もないという声をよく聞く。

そこで、中小企業経営者を講師にまねいてセミナーを開催し、事例の紹介などをしている。セミナー後に必ず、交流会、意見交換をしたりしている。

また、事例集を作成し、事業主行動計画を策定するメリット等をまとめたものを作ったりしている。

○委員）　取組と合わせて、会社経営にとってもおトクなんですよ、という経営上の効果も含めて紹介すると、効果的で参考になると思う。

○委員）　事業主行動計画は、就職活動をする女子生徒にとってはチェック項目になる。

　　　　　中小企業でもこの計画をうまく活用すれば、いい人材が集められることになる。

　　　　　それを府が間に入ってやれば効果的かもしれない。

○委員）　女子学生にとって企業を選ぶ際に、「マーク」は分かりやすい指標にはなる。一定の基準で根拠のある認定であれば、それを目安に中小企業であり地元企業を選んで頂けることになる。それを自治体がバックアップしていると信頼度が上がる。

働いている女性を離職させないという取組も重要だが、新しく採用する女子大生、女子高生に対して、自社の取組をどう訴えるかを意識した取組をやっていくと、女子大にとってもありがたい。企業にとってもメリットがある。

○委員）　学生の頃から、身近な先輩から職場の話を聞くことは重要。

　　○委員）　大学では学生向けのキャリア教育を重視している。キャリア教育の中で企業関係者や行政がゲストスピーカーとして話すという仕組みを今後開発していくことが良いのではないかと思う。

　　○委員）　ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の中には南大阪コンソーシアムが入っているので、　　それをうまく活用すれば、もっとキャリア教育も進むのではないかと思う。

○委員）　弁護士業界では女子学生離れが進んでいる。大阪府の取組に期待したい。

○委員）　関西は大学が集積している。企業と大学との連携がやりやすい環境にあると思う。

　　○委員）　他府県では企業と大学のマッチングが進んでいるのか。

○委員）　京都では数年前から実施している。ワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業の情報をネット上でまとめて公表していると思う。

○委員）　文部科学省が大学と企業とを結ぶ、何か研究費のようなものをつけていたと思う。

　　　　　その時、大学と企業と行政で何かを作り、大学ではキャリア教育の充実を行うといったようなものだったと思う。

●事務局）就業については商工労働部と連携を取りながら進めているところ。大学とのタイアップは商工労働部が実施している。当課でも今年度、府大において職員が講師として出演し、学生向けセミナーをやったが好評だったので、来年度もやりたいと思う。ただ、カリキュラムの中に出演するコマを入れていただくとなると難しい部分もあると聞いているところ。

○委員）　キャリア教育は一定のコマを持っており、その中の一つにゲストスピーカー枠を入れていくというのは自在にできる。大学のそういった情報を幅広く集め、対応していけばよいのではないか。地元企業と大学の提携でいうと、「ＣＯＣ＋」という予算がある。

○委員）　加害者に対する支援についての取組が十分には見えなかったが、現状はどうか。

●事務局）ＤＶ対策の施策は被害が発生後の対応が中心であるが、関係部局が連携しながら充実させている。

加害者対策については、国で報告書をまとめられたが、「誰が」「いつ」「どのように」等具体的なことは決まっておらず、我々としても国の動きを待っている状態。

我々に出来ることでいうと男性相談が一つの対策であり、予防の部分も担えると思っている。加害者更生プログラム的なものについては審議会でも議論にはなったが、結局、難しいのではないかという結論になった。

○委員）　予防の部分では子どもの頃から教育的な男女共同参画の意識付けが大切だと思う。

　　　　　中高生の間ではデートDVの問題も起きている。将来的に被害者にも加害者にもならないよう、学校での予防啓発が有効だ。

民間団体で学校に赴きデートＤＶ防止の出前授業をしている団体がある。

●事務局）教育庁と連携しながら、取り組んでいるところ。お配りしているリーフレットは学校に配布しているもの。デートＤＶは法律の対象外ではあるが、こういうことが後々に繋がっていく。また、教職員向けのマニュアルを改定し研修もやっていく。ご指摘の部分はそのとおりだと思うので、子どもの頃からの意識付けをやっていきたい。

　　○委員）　弁護士会でも出張授業の中で、デートＤＶについて取り扱っている。

○委員）　未然に暴力を防止するような教育プログラムなどを具体的にどう進めるか、が課題と思う。また、暴力に寄らない人間関係作りを教育していくことも必要。

　　　　　個々の学校では色々と対応しているが、体系的な全体的なプログラムがないので、それが構築されていけばと思う。

○委員）　「女活」というネーミングについては、再検討してはどうか。

○委員）　女性が就職活動しているようなイメージをもつかもしれない。

○委員）　ちょっと洒落た感じで、パッと分かるように。若い人の声を聞いてもいいかもしれない。

以上